
浦添市 立地適正化計画にかかる届出の手引き

令和 8 年 4 月
浦添市 都市計画課



目 次

1 立地適正化計画について

1-1 立地適正化計画とは	1-1
1-2 届出制度とは	1-2
1-3 届出制度の目的.....	1-2
1-4 留意事項.....	1-2

2 住宅の開発・建築等行為における届出（都市再生特別措置法第88条）

2-1 届出の対象区域.....	2-1
2-2 届出の対象となる行為.....	2-1
2-3 届出を要しない行為.....	2-3
2-4 届出の留意点.....	2-3
2-5 届出の書類等.....	2-4
2-6 居住誘導区域	2-5
2-7 その他の留意事項	2-6

3 誘導施設の開発・開発行為以外における届出及び休止・廃止届 （都市再生特別措置法第108条、第108条の2）

3-1 届出の対象区域.....	3-1
3-2 届出の対象となる行為.....	3-1
3-3 届出を要しない行為.....	3-1
3-4 都市機能誘導区域ごとの誘導施設（届出の対象となる施設）	3-2
3-5 届出の留意点.....	3-4
3-6 届出の書類等.....	3-5
3-7 都市機能誘導区域	3-6
3-8 その他の留意事項	3-12

4 届出書様式の記入例

4-1

01 立地適正化計画について

1-1 立地適正化計画とは

浦添市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき策定するものです。

本計画は、人口減少や少子高齢化が進む中でも、都市全体の都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を図ることにより、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するものであり、主に次の事項を定めます。

【立地適正化計画の記載事項】

①立地適正化計画の区域

都市計画区域全体が立地適正化計画区域となるため、本市においては、市全域が計画区域となります。立地適正化計画においては、都市計画区域内の市街化区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めます。

②立地適正化計画に関する基本的な方針

計画により目指すべき将来の都市像を示します。

③居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を示します。

④都市機能誘導区域

医療・福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域を示します。

⑤誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、地域の人口特性、施設の充足状況や配置を勘案して、立地を誘導すべき施設を示します。

⑥誘導施策

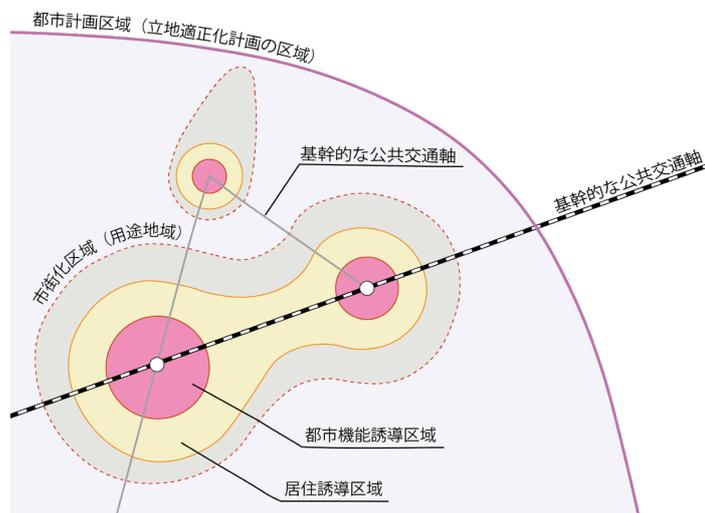
居住や都市機能の誘導を図るために必要な施策を示します。

⑦防災指針

居住誘導区域等での災害リスクを分析し、リスクの回避・低減に必要となる取組等を示します。

⑧目標値の設定・評価方法

施策等の達成状況と効果を評価・分析するための目標値を示します。



1-2 届出制度とは

本市では、令和8年4月に立地適正化計画を公表することから、都市再生特別措置法第88条、第108条の規定により、以下の行為を行おうとする者は、行為(工事)に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

- 居住誘導区域外で一定規模の住宅の開発行為・建築等行為を行う場合
- 都市機能誘導区域外で誘導施設の開発行為・建築等行為を行う場合
- 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を休止または廃止する場合

1-3 届出制度の目的

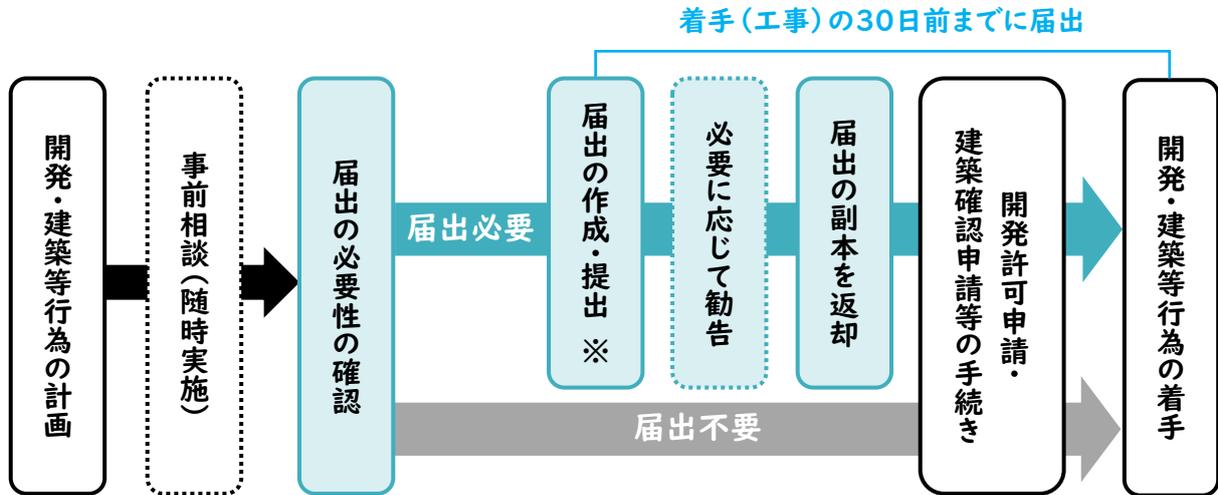
居住誘導区域外における住宅開発の動きや、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止の動きを把握するとともに、本市のまちづくりの方向性を市民・事業者の方に周知する機会として活用するものです。

1-4 留意事項

- 届出を怠った場合の措置
必要な届出をしていない場合は、浦添市が届出を求めることがあります。
- 届出に対する法的措置(罰則)
届出をしないで、または虚偽の届出をして開発行為等を行った場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります(都市再生特別措置法第130条)。
- 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明
届出義務に関する規定は宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象となります。

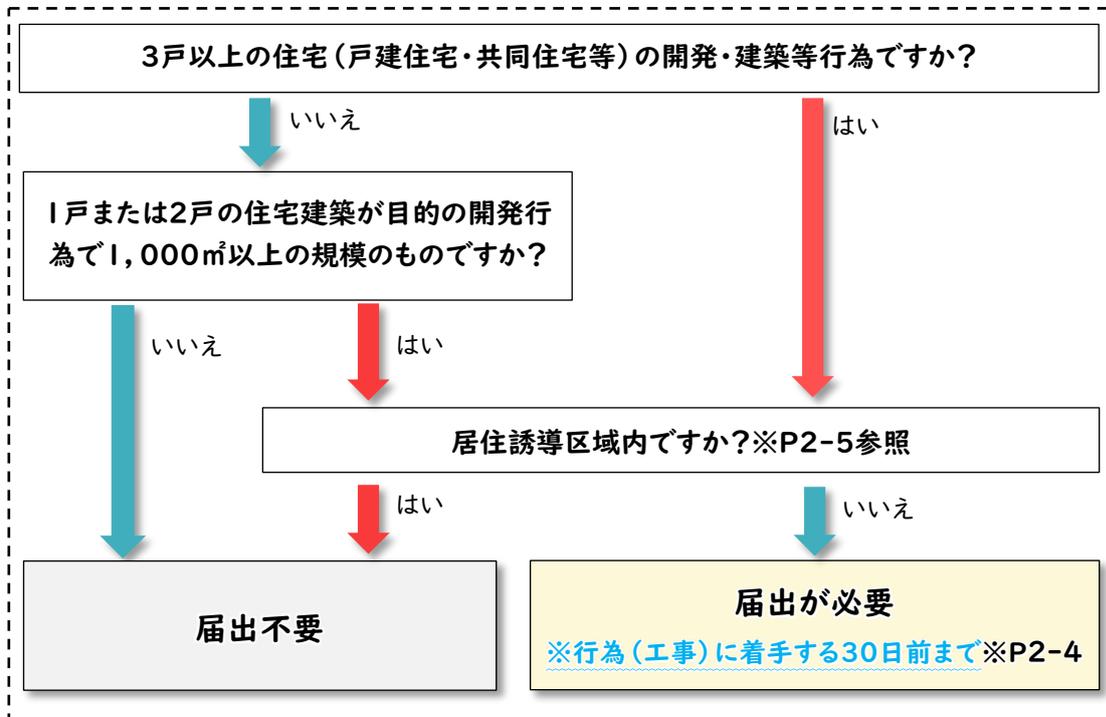
【届出申請の流れ】

届出対象の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為(工事)に着手する日の30日前までに、届出に必要な書類を作成し、都市計画課へ提出してください。

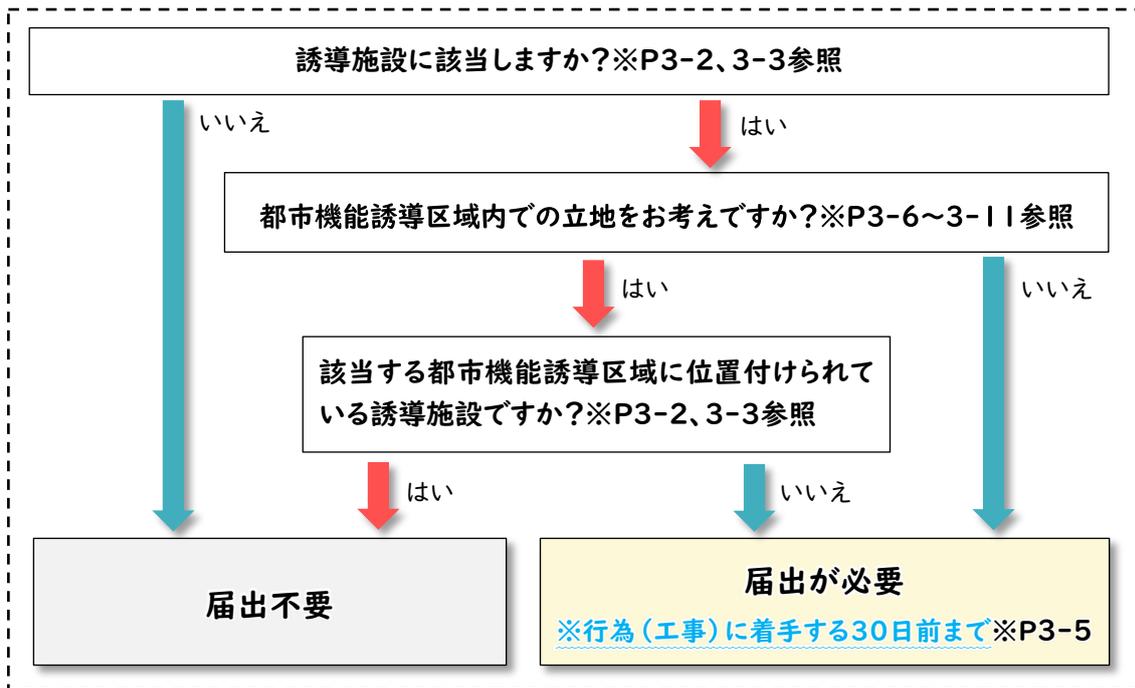


※ 法令上、立地適正化計画の届出と開発許可申請や建築確認申請との前後関係の定めはありませんが、届出の主旨が立地の誘導であることから、開発許可申請や建築確認申請に先立つ届出をお願いします。

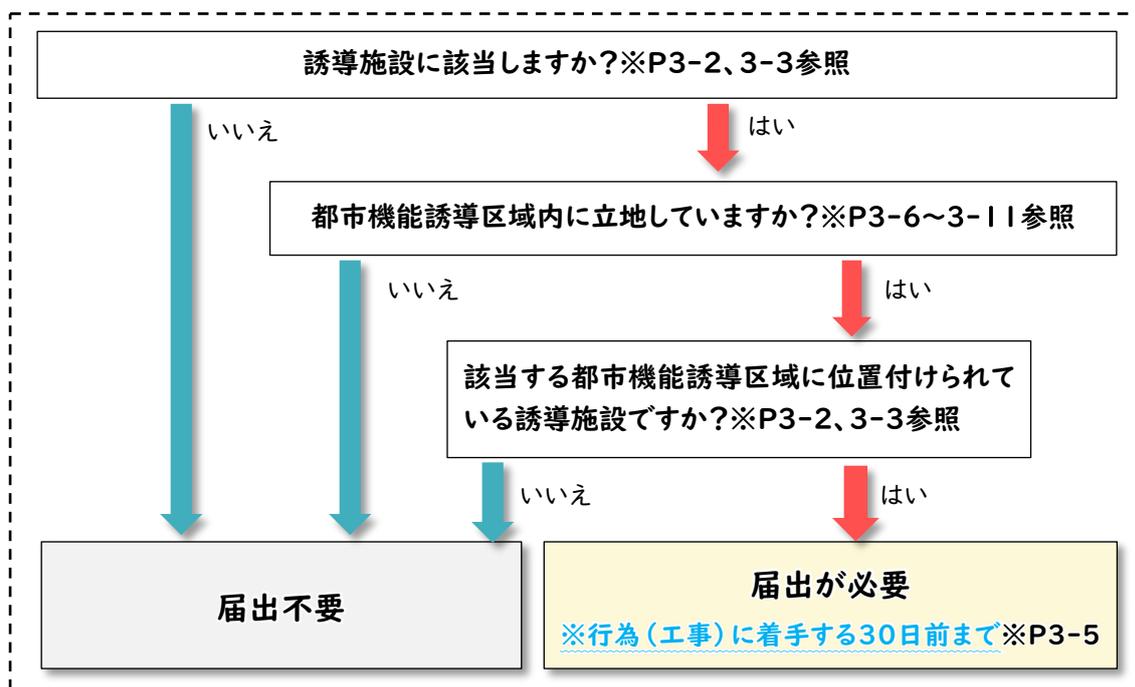
■住宅に関する届出の要否



■誘導施設に関する届出の要否



■誘導施設の休止・廃止に関する届出の要否



02 住宅の開発・建築等行為における届出 (都市再生特別措置法第88条)

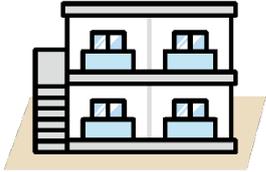
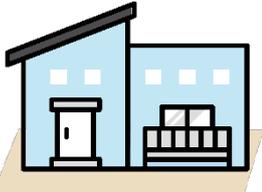
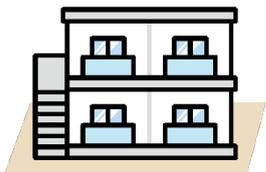
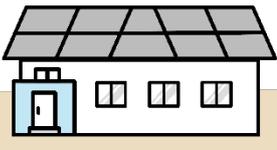
2-1 届出の対象区域

届出が必要となる区域は、都市計画区域内における居住誘導区域外の区域です。

2-2 届出の対象となる行為

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を増改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 ③建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

【届出の対象となる行為の例】

<p>開発行為</p>	<p>◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>(例)3戸の開発行為</p> <p>届出必要</p>  <p>(例)4戸の開発行為</p> <p>届出必要</p>  <p>◆1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの</p> <p>(例)1,400㎡、1戸の開発行為</p> <p>届出必要</p>  <p>(例)900㎡、2戸の開発行為</p> <p>届出不要</p> 
<p>建築等行為</p>	<p>◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>(例)3戸の建築等行為</p> <p>届出必要</p>  <p>(例)4戸の建築等行為</p> <p>届出必要</p>  <p>◆建築物を増改築し、または建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合</p> <p>(例)建物を3戸の住宅にする改築行為</p> <p>届出不要</p>  <p>改築</p>  <p>届出必要</p>

2-3 届出を要しない行為

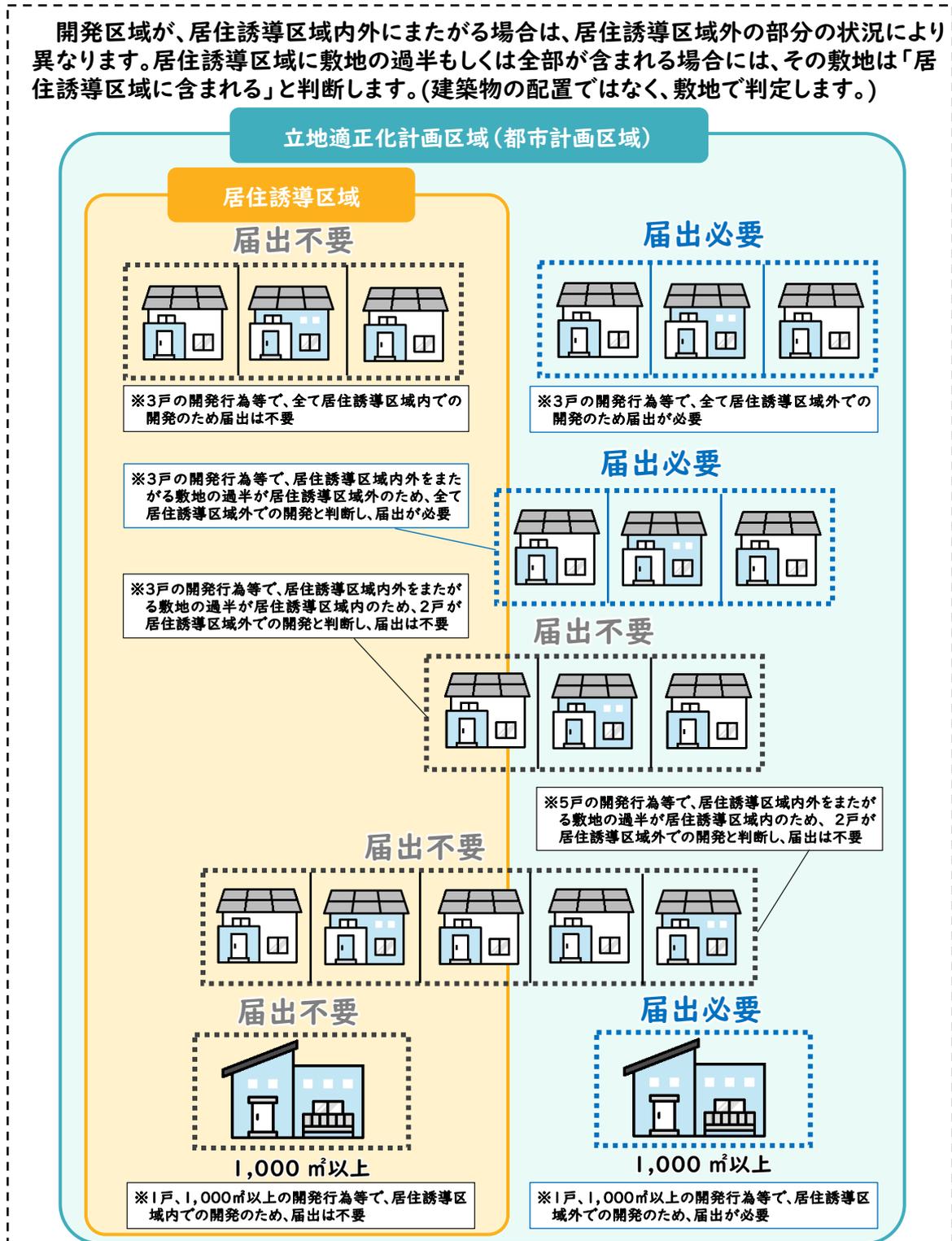
下記の建築(新築、用途変更等)を目的とする開発、建築等行為については、届出の必要はありません(都市再生特別措置法施行令第34条)。

- 仮設の住宅
- 農林漁業を営む者の用に供するもの

2-4 届出の留意点

●開発区域が居住誘導区域の境界にまたがる場合

開発区域が、居住誘導区域内外にまたがる場合は、居住誘導区域外の部分の状況により異なります。居住誘導区域に敷地の過半もしくは全部が含まれる場合には、その敷地は「居住誘導区域に含まれる」と判断します。(建築物の配置ではなく、敷地で判定します。)



2-5 届出の書類等

届出は以下の区分により所定の届出様式に添付書類を添えて2部提出してください。

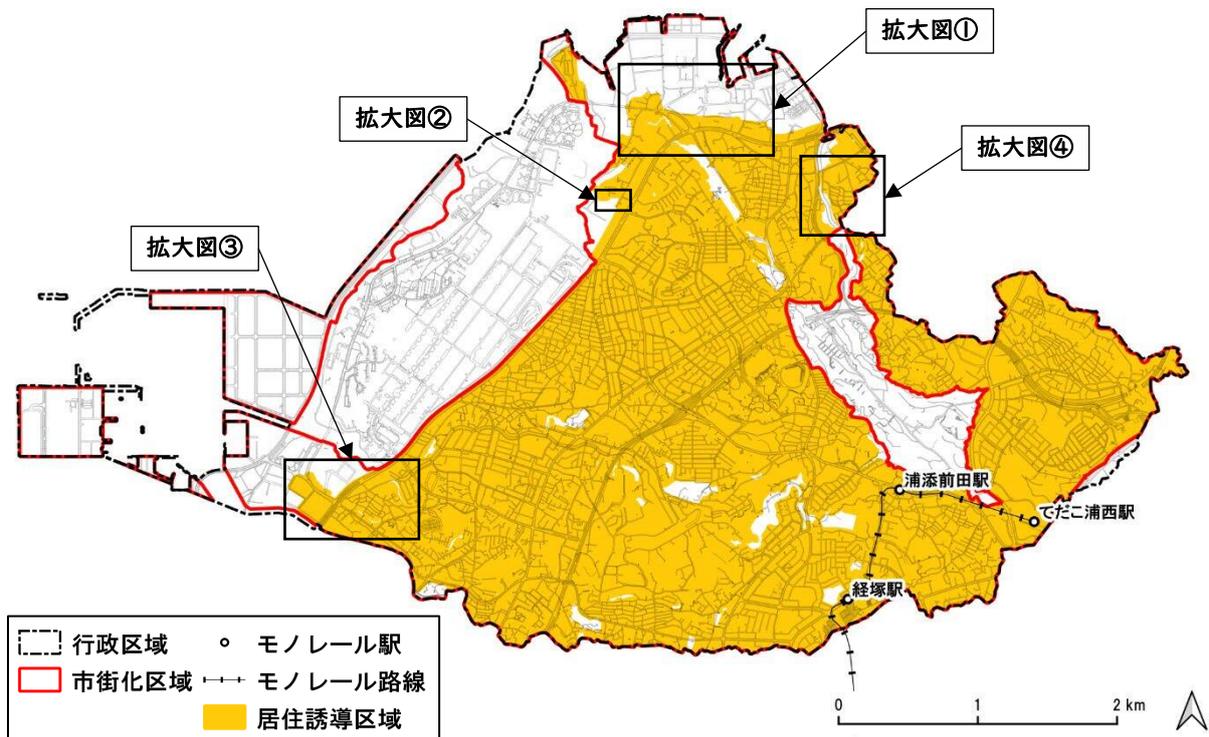
区分	提出書類
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(様式第10)⇒記載例はP4-1参照 ・当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ※縮尺 1/1,000 以上 ・設計図(土地利用計画図または造成計画平面図) ※縮尺 1/100 以上 ・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺 1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等)
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(様式第11)⇒記載例はP4-2参照 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ※縮尺 1/100 以上 ・2面以上の立面図 ※縮尺 1/50 以上 ・各階平面図 ※縮尺 1/50 以上 ・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺 1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等)
届出内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(様式第12)⇒記載例はP4-3参照 ・変更となる図面等

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

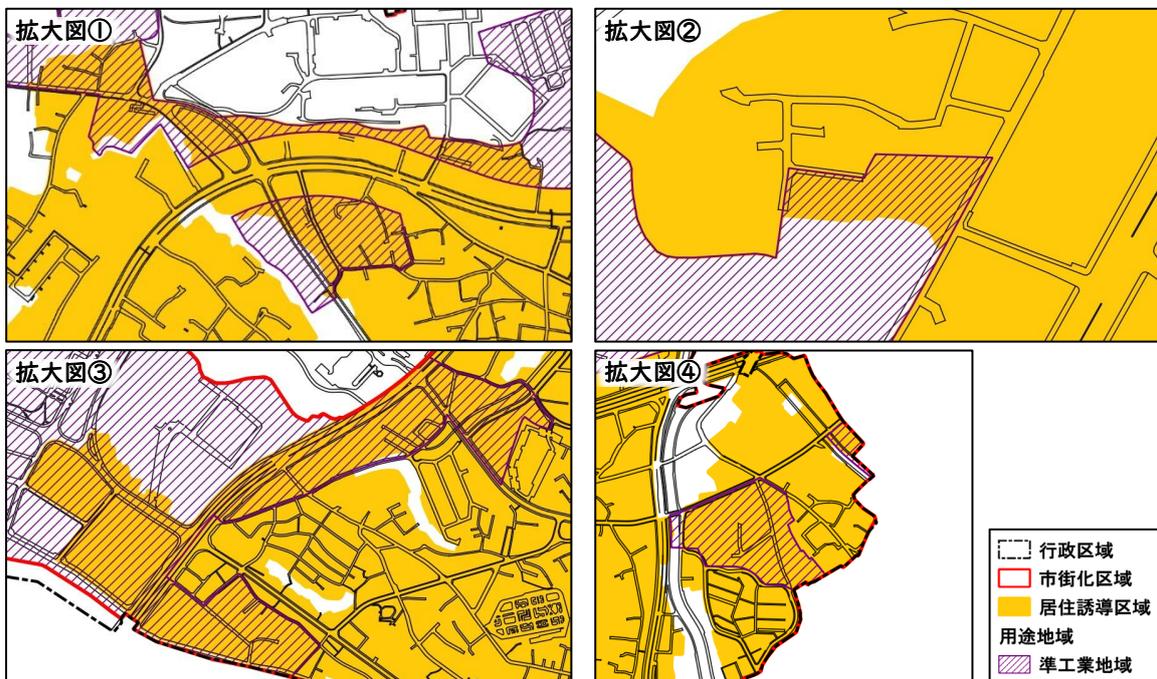
※届出に係る事項(添付書類の内容を含む)に変更が生じた場合には、変更に係る行為(工事)に着手にする30日前までに所定の様式により届出をお願いします。

※届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状(任意様式)を添付してください。

2-6 居住誘導区域



参考：準工業地域のうち居住誘導区域に設定した箇所



※詳細な区域は、誘導区域詳細図及び都市計画課の窓口にてご確認ください。

2-7 その他の留意事項

- ◆届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◆届出に係る行為が住宅の立地の誘導を図る上で支障（特に居住誘導区域から離れた地域で住宅開発を行おうとする場合や、土砂災害特別警戒区域等に係る届出があった場合等）があると認められる時には、届出に係る事項について届出をした者に対して市長が勧告する場合があります。

03 誘導施設の開発・開発行為以外における届出及び休止・廃止届 (都市再生特別措置法第108条、第108条の2)

3-1 届出の対象区域

●施設の新設・増改築・用途変更を行う場合

届出が必要となる区域は、都市計画区域内における都市機能誘導区域外の区域です。

●施設の休止・廃止を行う場合

届出が必要となる区域は、都市機能誘導区域内の区域です。

3-2 届出の対象となる行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を増改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
誘導施設の 休止・廃止	誘導施設を休止または廃止しようとする場合

3-3 届出を要しない行為

仮設の誘導施設の建築目的とする開発行為、建築等行為については、届出の必要はありません(都市再生特別措置法施行令第44条)。

3-4 都市機能誘導区域ごとの誘導施設（届出の対象となる施設）

都市機能誘導区域における誘導施設は、次のとおりです。都市機能誘導区域ごとに誘導施設を設定しているため、届出の対象となる施設は異なります。

例えば、「文化施設」は中心拠点（浦添市役所前バス停周辺）都市機能誘導区域及び広域拠点（浦添前田駅周辺）都市機能誘導区域の誘導施設に設定していますが、その他の都市機能誘導区域には設定していないため、広域拠点（てだこ浦西駅周辺）都市機能誘導区域等で「文化施設」が立地する場合は届出が必要となります。

また、休止や廃止についても同様の考え方で、都市機能誘導区域ごとに届出の対象となる施設は異なります。

【誘導施設】

機能区分	誘導施設	中心拠点	広域拠点			地域生活拠点					商業ゾーン	
		浦添市役所前バス停	てだこ浦西駅	浦添前田駅	経塚駅	牧港バス停	学園通り交差点	小湾バス停	総領事館前バス停	経塚バス停	国道58号等沿線	パイプライン線等沿線
行政機能	市役所	○										
子育て機能	こども家庭センター	○										
商業機能	大規模小売店舗								○	○	○	
	スーパーマーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療機能	一般病院	○	○	○	○						○	
	一般診療所				○				○		○	
金融機能	銀行・郵便局・その他金融機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文化・交流機能	図書館	○										
	美術館	○										
	文化施設	○		○								
	スポーツ施設	○										

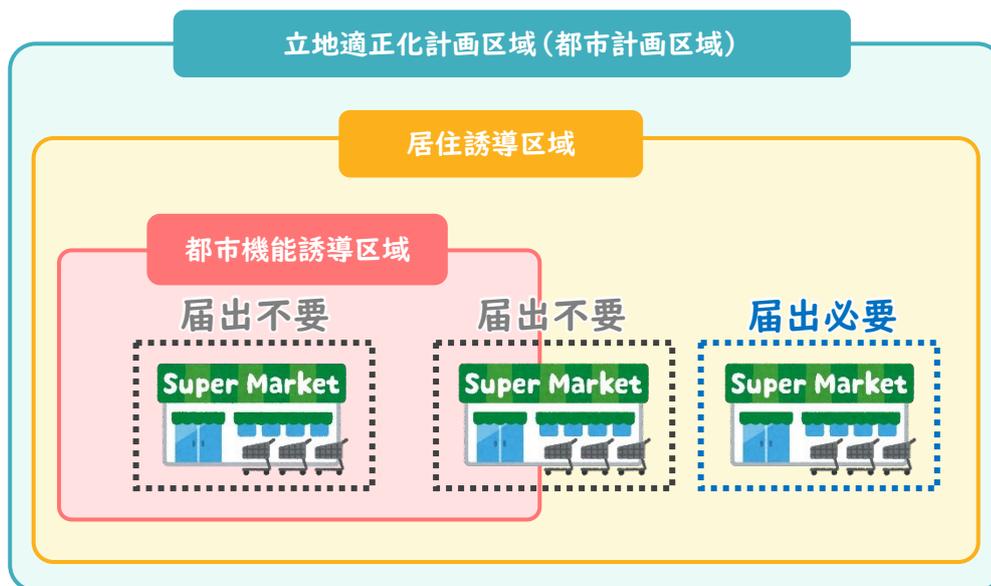
【誘導施設の定義】

機能区分	誘導施設	定義
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設であって、浦添市役所位置の変更条例に規定する施設
子育て機能	こども家庭センター	児童福祉法第10条の2に規定する施設
商業機能	大規模小売店舗	大規模小売店立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積10,000㎡以上の商業施設
	スーパーマーケット	生活に必要な飲食料品や生鮮食料品を販売する店舗面積250㎡以上の商業施設（コンビニエンスストア・ドラッグストアを除く）
医療機能	一般病院 (内科・外科・小児科)	医療法第1条の5第1項に規定する施設で、20床以上の入院施設を有する病院
	一般診療所 (産婦人科・婦人科)	医療法1条の5第2項に規定する診療所のうち、産婦人科または婦人科を有する診療所
金融機能	銀行	銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫を行う施設、労働金庫法に規定する労働金庫を行う施設、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4条第1号に規定する信用事業を行う施設
	その他金融機関	
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設
文化・交流機能	図書館	図書館法第2条に規定する施設で、浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例に規定する施設
	美術館	浦添市美術館の設置及び管理に関する条例に規定する施設
	文化施設	浦添市てだこホールの設置及び管理に関する条例に規定する施設、交通結節点機能及び観光交流等の多機能を備える施設
	スポーツ施設	浦添市立体育施設の設置及び管理に関する条例に規定する施設、浦添市温水プールまじゅんらんの設置及び管理に関する条例に規定する施設

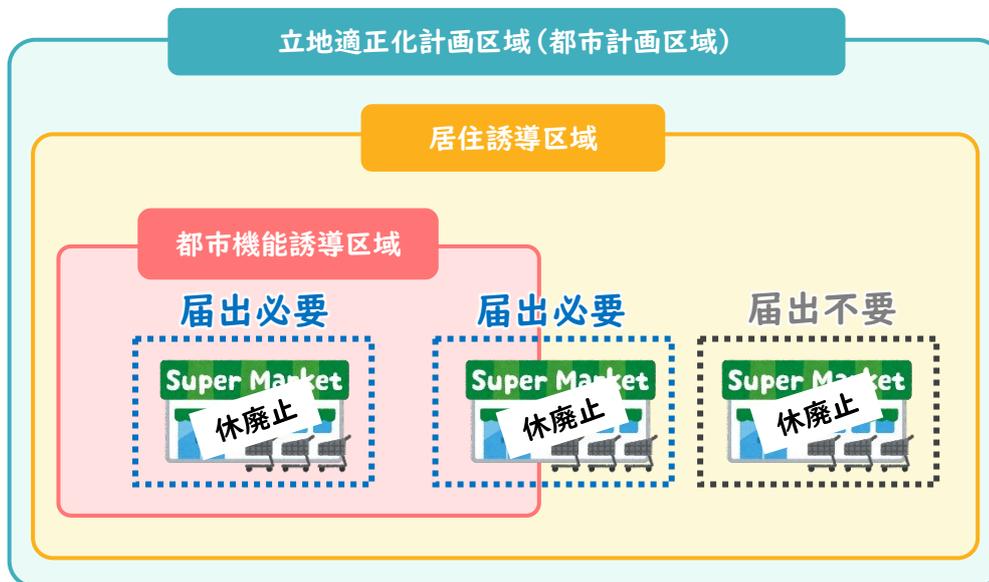
3-5 届出の留意点

●開発区域が都市機能誘導区域の境界にまたがる場合

開発・建築等行為を行う場合：開発区域全体が都市機能誘導区域外となる場合のみ届出が必要です。敷地の一部でも都市機能誘導区域内の場合は届出の必要はありません。(建築物の配置ではなく、敷地で判定します。)



休止・廃止する場合：誘導施設が立地する敷地全体が都市機能誘導区域外となる場合のみ届出の必要はありません。敷地の一部でも都市機能誘導区域内の場合は届出が必要です。(建築物の配置ではなく、敷地で判定します。)



3-6 届出の書類等

届出は以下の区分により所定の届出様式に添付書類を添えて2部提出してください。

区分	提出書類
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(様式第18)⇒記載例はP4-4参照 ・当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ※縮尺1/1,000以上 ・設計図(土地利用計画図または造成計画平面図) ※縮尺1/100以上 ・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等)
開発行為以外	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(様式第19)⇒記載例はP4-5参照 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ※縮尺1/100以上 ・2面以上の立面図 ※縮尺1/50以上 ・各階平面図 ※縮尺1/50以上 ・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等)
届出内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(様式第20)⇒記載例はP4-6参照 ・変更となる図面等
休止・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(様式第21)⇒記載例はP4-7参照

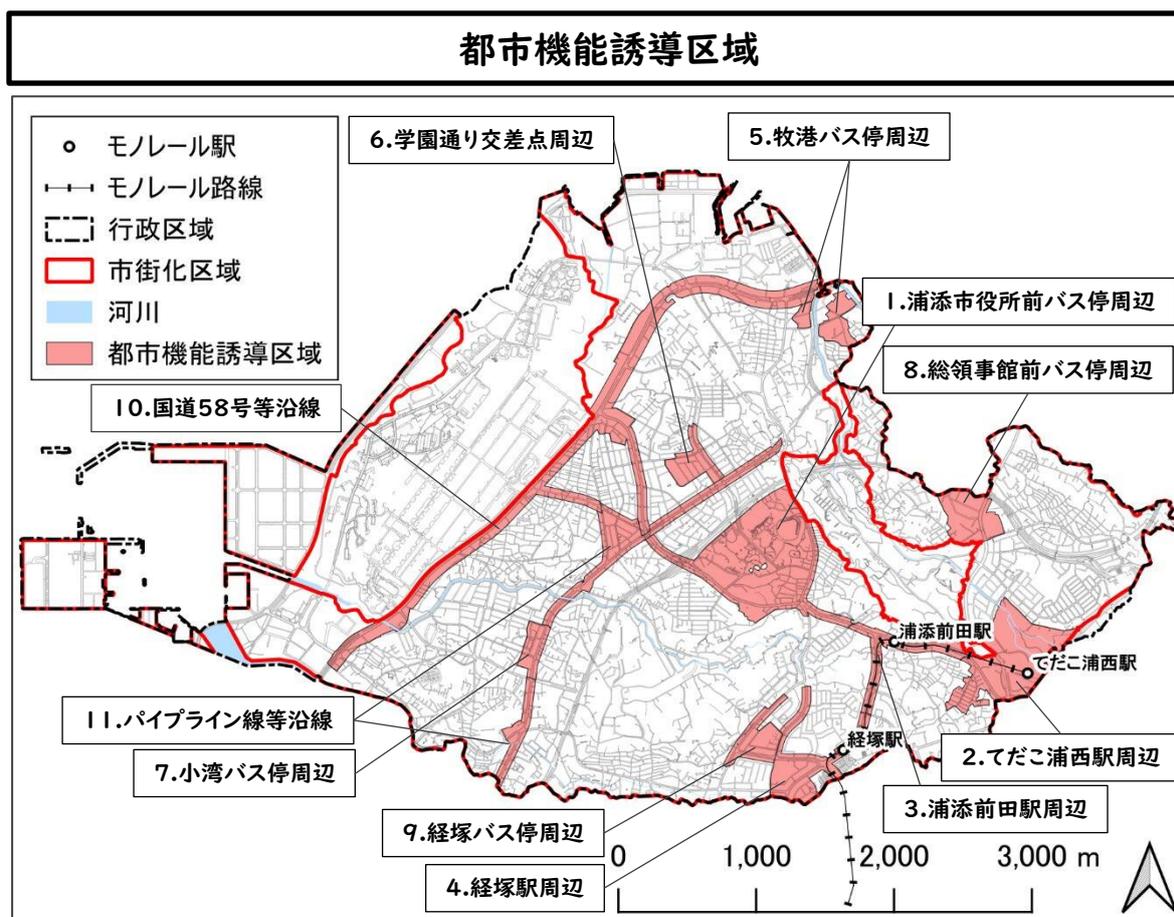
※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

※届出に係る事項(添付図書の内容を含む)に変更が生じた場合には、変更に係る行為(工事)に着手する30日前までに所定の様式により届出をお願いします。

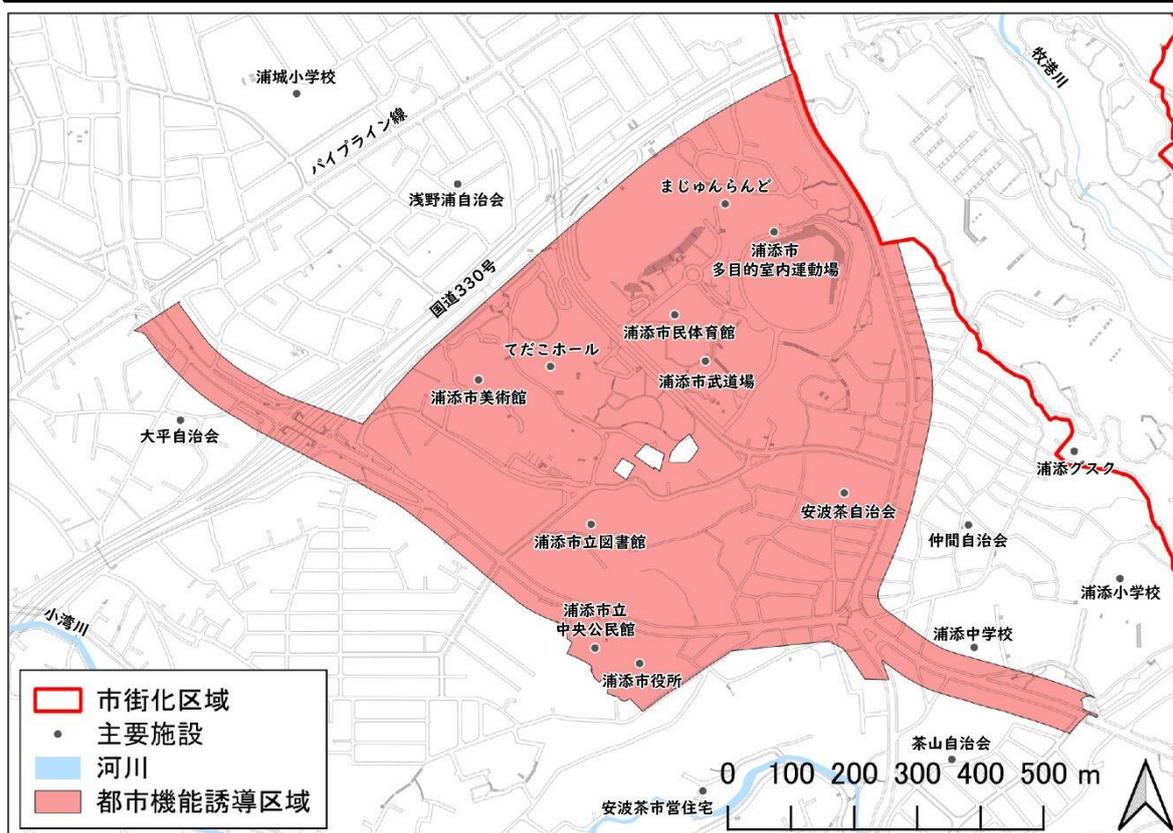
※誘導施設の休止・廃止についても、誘導施設を休止・廃止しようとする30日前までに届出が必要となります。

※届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状(任意様式)を添付してください。

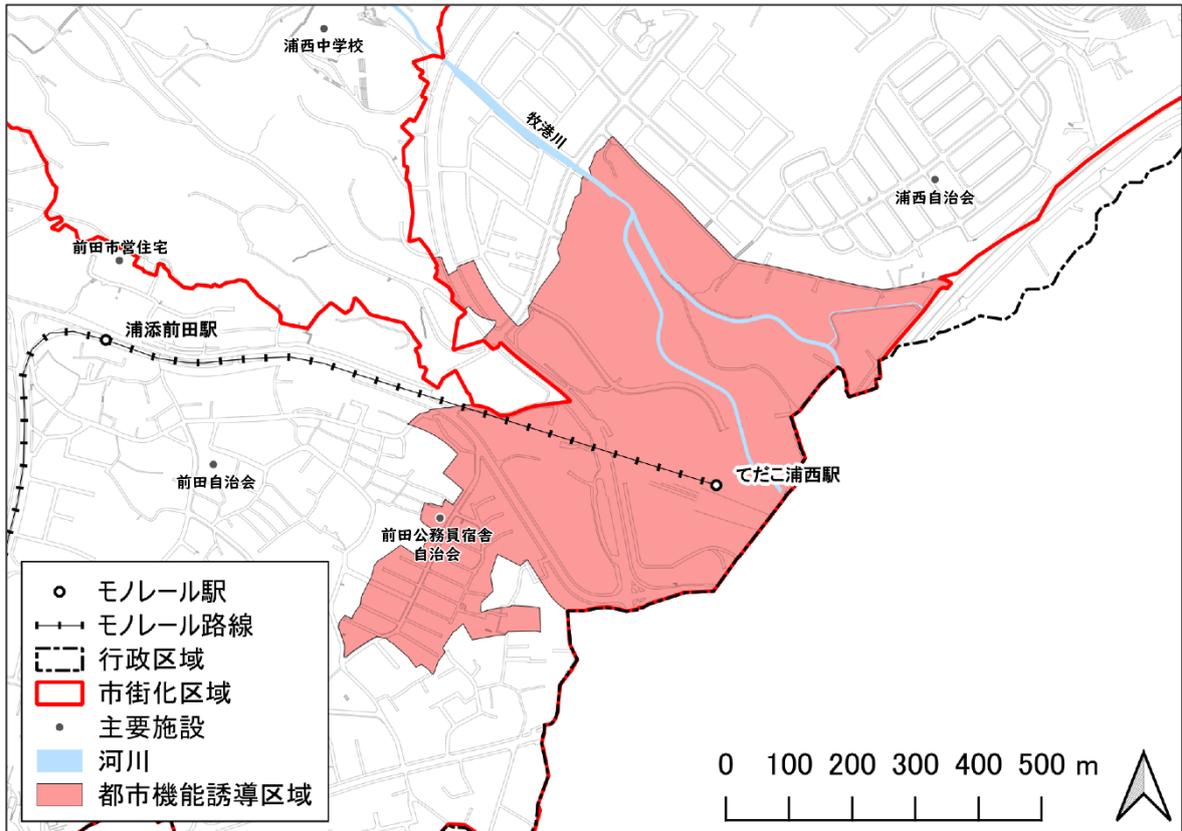
3-7 都市機能誘導区域



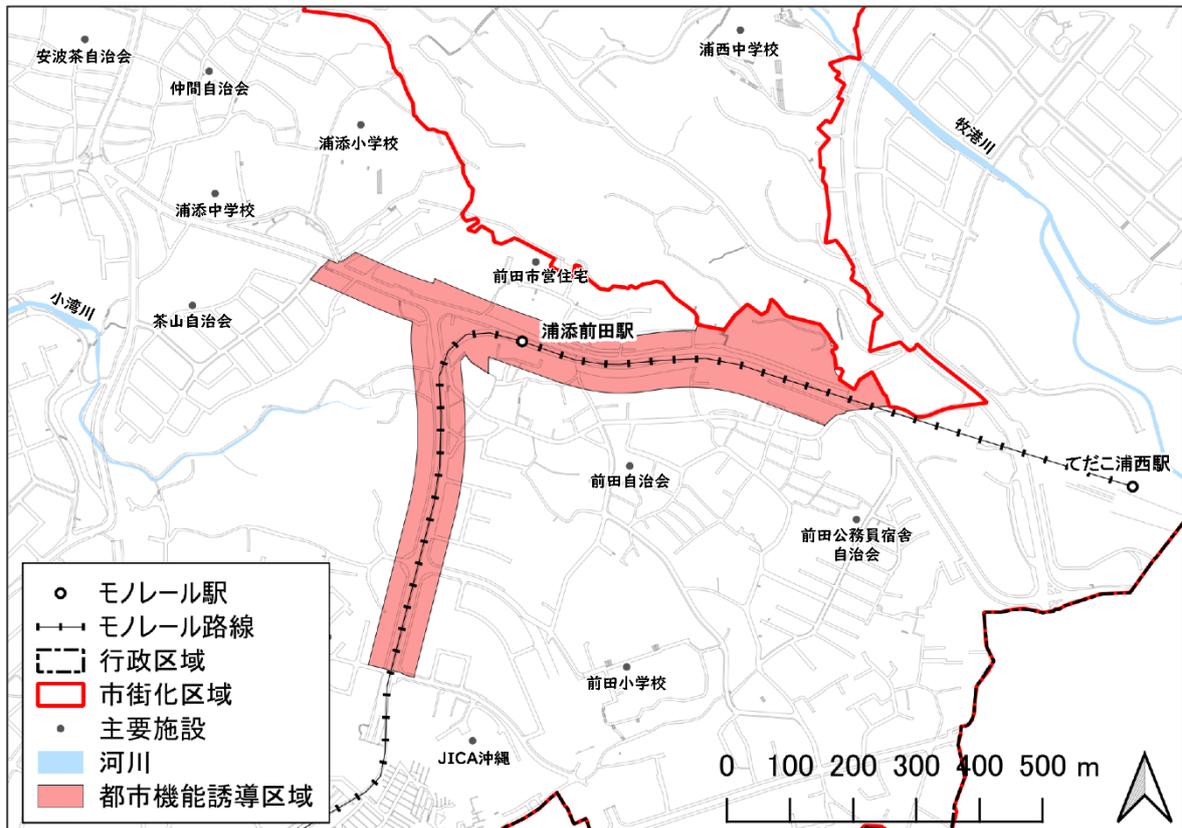
1. 中心拠点 (浦添市役所前バス停周辺) 都市機能誘導区域



2.広域拠点(てだこ浦西駅周辺)都市機能誘導区域



3.広域拠点(浦添前田駅周辺)都市機能誘導区域



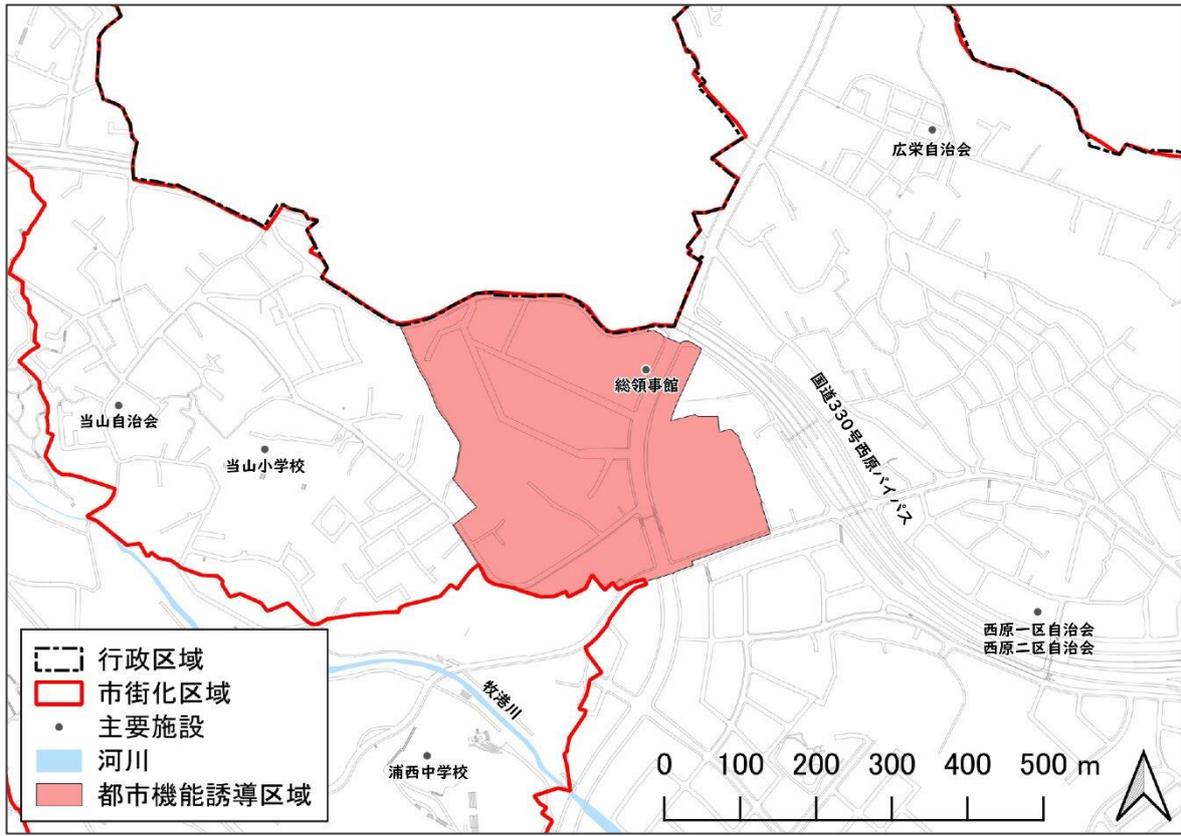
6. 地域生活拠点(学園通り交差点周辺)都市機能誘導区域



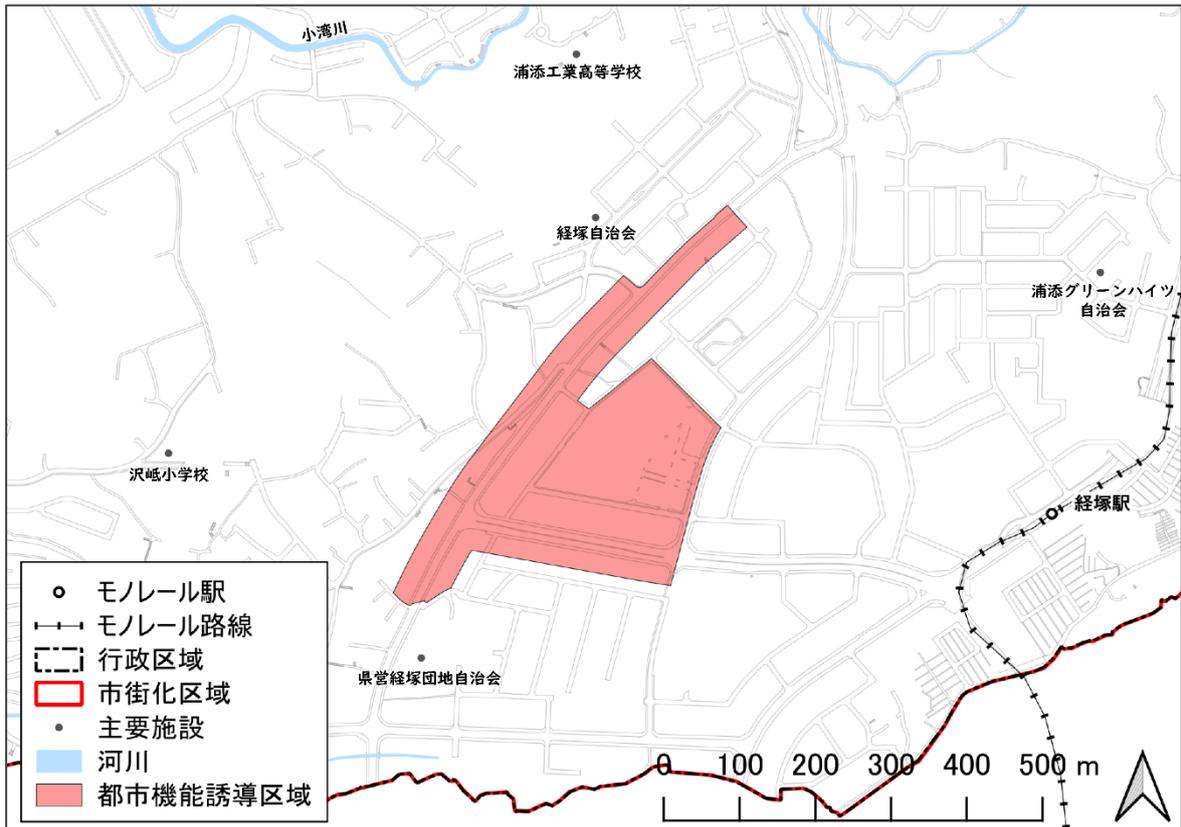
7. 地域生活拠点(小湾バス停周辺)都市機能誘導区域



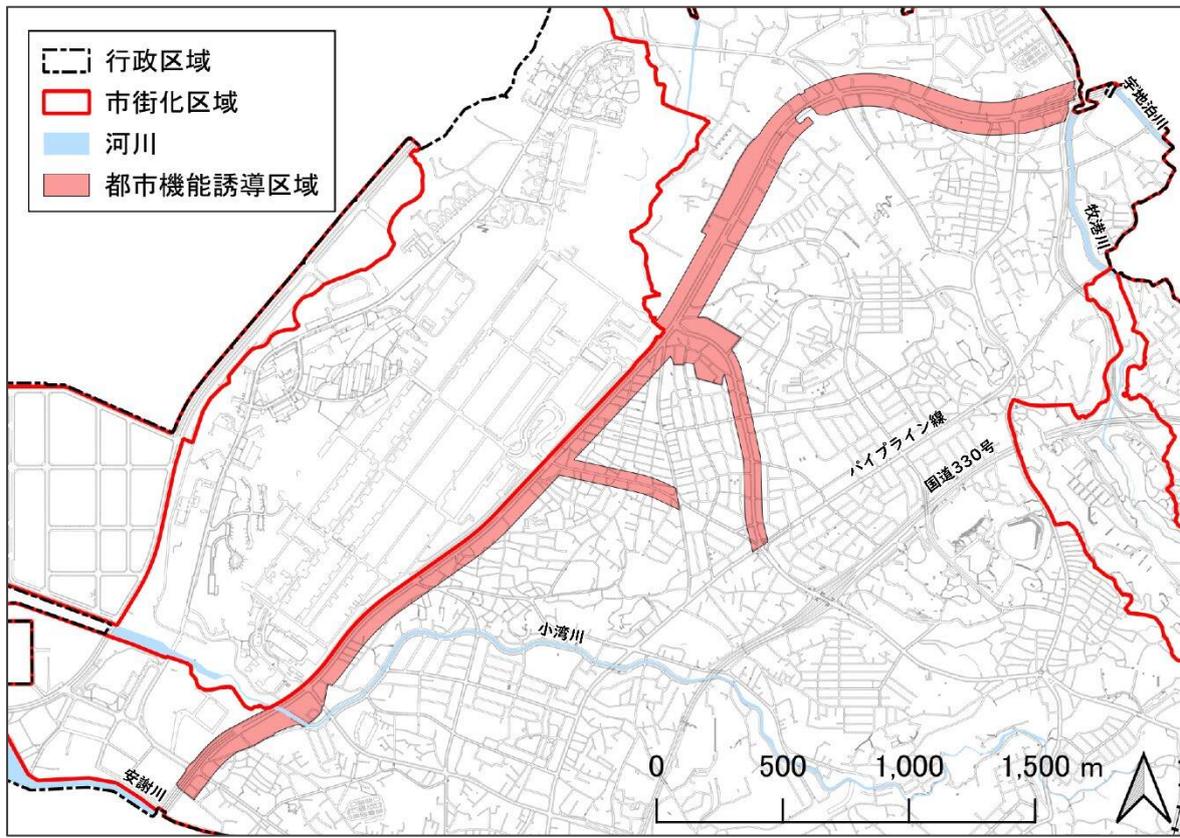
8. 地域生活拠点(総領事館前バス停周辺)都市機能誘導区域



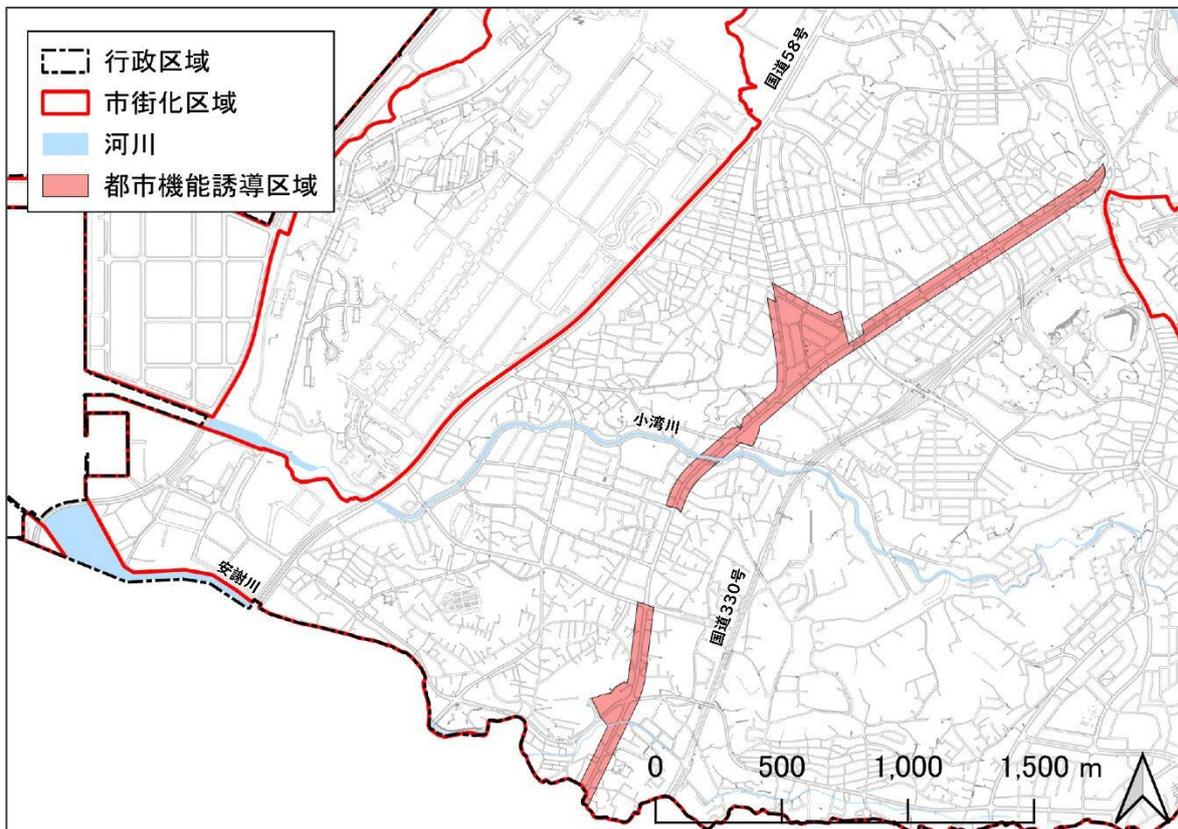
9. 地域生活拠点(経塚バス停周辺)都市機能誘導区域



10. 商業ゾーン(国道58号等沿線)都市機能誘導区域



11. 商業ゾーン(パイプライン線等沿線)都市機能誘導区域



3-8 その他の留意事項

- ◆届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◆届出に係る行為が誘導施設の立地の誘導を図る上で支障（例えば、都市機能誘導区域外で新たに医療施設、商業施設等が建設されることによって、都市機能誘導区域内にそうした施設の立地を誘導するのに支障をきたす場合等）があると認められる時には、届出に係る事項について届出をした者に対して市長が勧告する場合があります。
- ◆休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると市が認めた場合、市長が届出をした者に対して、建築物の存置、その他必要な助言または勧告をすることがあります。

04 届出書様式の記入例

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇〇月〇〇日

届出日を記入
(行為(工事)着手の 30 日前まで)

浦添市長あて

届出者 住所 浦添市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	浦添市〇〇〇〇	地番を記入
	2 開発区域の面積		2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅	
	4 工事の着手予定年月日		令和〇年〇〇月〇〇日
	5 工事の完了予定年月日		令和〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事項	(住宅区画数) 〇〇区画 (住宅戸数) 〇〇戸	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅用区画数や住宅の戸数等を記載

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 該当する箇所に ☑を記入 </div> <p> <input checked="" type="checkbox"/>住宅等の新築 <input type="checkbox"/>建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </p> <p style="margin-left: 100px;">} について、下記により届け出ます。</p> <p>令和〇年〇〇月〇〇日</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 届出日を記入 (行為（工事）着手の 30 日前まで) </div> <p>浦添市長あて</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 浦添市〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇 氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地または改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>(所在・地番) 浦添市〇〇〇〇 (地 目) 宅地 (面 積) 2,000 平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等または改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	<p>住宅等の用途：共同住宅（〇〇戸）</p>
<p>3 改築または用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 改築または用途の変更をしようとする場合、 建築基準法施行規則別記様式の主要用途を記載 </div>
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定) 令和〇年〇〇月〇〇日 (完了予定) 令和〇年〇〇月〇〇日 (棟数戸数) 〇棟〇戸</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
（行為（工事）着手の 30 日前ま

令和〇年〇〇月〇〇日

浦添市長あて

届出者 住所 浦添市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 10 もしくは
様式第 11 の届出日を記載

- 1 当初の届出年月日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容：
面積の変更〇〇㎡→〇〇㎡
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇〇月〇〇日

届出日を記入
(行為(工事)着手の 30 日前ま)

浦添市長あて

届出者 住所 浦添市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	浦添市〇〇〇〇	地番を記入
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル	
	3 建築物の用途	食品スーパー	
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
	6 その他必要な事項	(建物名称) 〇〇〇〇 (床面積) 3,000 平方メートル	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

建築物の用途以外の情報
(床面積)等を記載

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。
 令和〇年〇〇月〇〇日

浦添市長あて
 届出者 住所 浦添市〇〇〇〇
 株式会社〇〇〇〇
 氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

届出日を記入
 （行為（工事）着手の 30 日前まで）

該当する箇所に
 〇を記入

1 建築物を新築しようとする土地または改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 浦添市〇〇〇〇 (地 目) 宅地 (面 積) 2,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物または改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	食品スーパー
3 改築または用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(建物名称) 〇〇〇 (延床面積) 2,500 平方メートル (着手予定) 令和〇年〇〇月〇〇日 (完了予定) 令和〇年〇〇月〇〇日

行為（工事）の着手・完了
 予定日等を記載

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為(工事)着手の 30 日前まで)

令和〇年〇〇月〇〇日

浦添市長あて

届出者 住所 浦添市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 18 もしくは
様式第 19 の届出日を記載

- 1 当初の届出年月日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容：
面積の変更〇〇㎡→〇〇㎡
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(休止・廃止の 30 日前まで)

令和〇年〇〇月〇〇日

浦添市長あて

届出者 住所 浦添市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

いずれかに丸をつける

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：〇〇スーパー
用途：食品スーパー
所在地：浦添市〇〇〇〇
- 2 休止（廃止）しようとする年月日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
・一般病院
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
除却予定時期： 令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

